

在宅介護支援センター  
 介護予防支援等受託居宅介護支援事業所  
 品川区介護予防・日常生活支援  
 総合事業指定事業所

御中

品川区福祉部  
 高齢者地域支援課長 樺島 亮  
 (公印省略)

令和8年度品川区介護予防・日常生活支援総合事業  
 費用額改定および手続きについて

平素より、品川区高齢者福祉施策へご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

令和8年度介護報酬改定に伴い、品川区介護予防・日常生活支援総合事業においても費用額の一部改定を下記のとおり行います。

つきましては、必要な手続きについて適切なお対応をお願いいたします。

記

1. 費用単位数の一部改定について

(1) 改定内容

今回の改定では、**介護職員等処遇改善加算相当の単位数のみ変更**となります。

種別	変更前(～R8.5.31)	変更後(R8.6.1～)
予防訪問事業Ⅰ	255	290
予防訪問事業Ⅱ	510	580
生活機能向上支援訪問事業Ⅰ	255	290
生活機能向上支援訪問事業Ⅱ	510	580
予防通所事業Ⅰ	155	195
予防通所事業Ⅱ	310	390

※別紙(品川区介護予防・日常生活支援総合事業 令和8年度新単位数一覧)のとおり

(2) 介護職員等処遇改善加算相当の算定要件および手続きについて

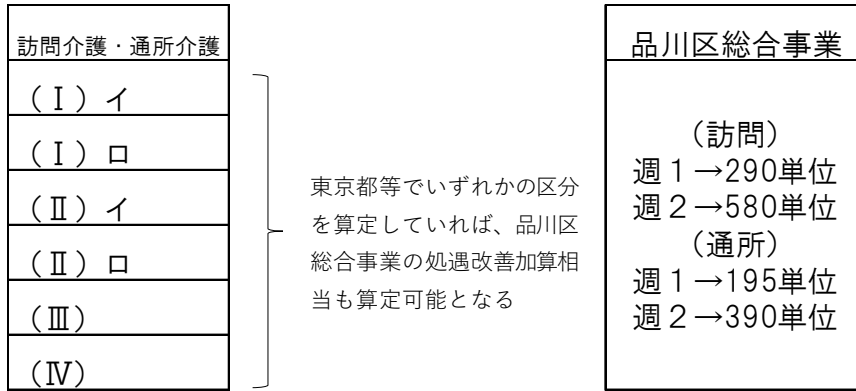
品川区が独自で設定している単位のため、算定要件の変更はありません。

既に、品川区へ第3号様式(品川区介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る実施・体制に関する届出書)を提出していれば、新規の手続きは不要です。(※図のとおり)

新たに算定を希望する場合は、東京都等に介護給付費算定に係る体制等に関する届出を行っており、品川区へも第3号様式(品川区介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る実施・体制に関する届出書)の提出が必要となりますので、よろしくごお願いいたします。

一度提出し受理されましたら、毎年度の計画書や報告書の品川区への提出は不要とします。

※図



(3) サービスコード表の変更について

費用単位数の変更に伴う新しいサービスコード表については現在作成中です。準備ができ次第、ケア倶楽部にて改めてお知らせします。

(4) 特例対応

下記表について、変更届の提出は不要とします。各事業所において、適切に見直しを行ってください。

事項	対応
令和8年6月1日付 運営規程の「料金表」のみの変更	変更届の提出は不要
(介護分) 処遇改善加算区分の変更	変更届の提出は不要

2. 利用者への説明について

報酬が変更となる現在契約中の方については、変更内容を記載した文書または新たな重要事項説明書を作成し、利用者もしくは家族に対し説明し同意を得るよう適切な対応をお願いします。

<お問合せ>

品川区福祉部高齢者地域支援課介護予防推進係  
〒140-8715東京都品川区広町2-1-36  
TEL : 03-5742-6733 FAX : 03-5742-6882